

運営状況概要書

(公益 9)

法人名 :

公益財団法人 秋田県林業労働対策基金

設立年月日 平成4年7月28日

1 法人の概要

代表者職氏名	理事長 清水 謙		基本財産等	909,935千円	県出資等額及び比率	620,000千円	(68.1%)	所管部課名	農林水産部林業木材産業課
設立目的	秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に寄与することを目的とする。								
事業概要	林業従事者の確保、育成に関する事業 林業従事者の就労条件の改善に関する事業 林業従事者の林業労働に係る安全と衛生の確保に関する事業 森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業 林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業 その他この法人の目的を達成するために必要な事業								
関連法令、県計画	林業労働力の確保の促進に関する法律、秋田県林業労働力の確保の促進に関する基本計画								
役員数 (R7.7.1現在)	理事	監事	評議員	計	職員数 (R7.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤			4(1)
	1	4	2		5	1	11		役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	林業従事者の安定的確保に向けた公益的事業の安定実施に努める。				
取組	<p>林業従事者の育成を図るため、ニューグリーンマイスター認定者を新たに125人確保する。 【目標】ニューグリーンマイスター認定者 32人／年</p> <p>林業労働者の就労条件の改善を図るため、退職金共済加入者を増加させる。 【目標】退職金共済助成対象者 R 2年度:610人 R 7年度:690人</p> <p>R 3年度:626人、R 4年度:642人、R 5年度:658人、R 6年度:674人、R 7年度:690人</p>				

3 財務

正味財産増減計算書

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
経常収益	94,978	89,312
基本財産・特定資産運用益	11,951	12,527
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	20,362	18,271
自主事業収益		
受取補助金・受取負担金	62,665	58,434
その他の収益		80
経常費用	88,471	85,529
事業費	84,447	80,814
管理費	4,024	4,715
人件費(事業費分含む)	22,824	21,599
当期経常増減額	6,507	3,783
経常外収益		
経常外費用		
当期経常外増減額		
当期一般正味財産増減額	6,507	3,783
当期指定正味財産増減額		
当期正味財産増減額合計	6,507	3,783

貸借対照表

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度
流動資産	26,910	30,458
固定資産	996,253	996,820
資産計	1,023,163	1,027,278
流動負債	1,890	1,544
短期借入金		
固定負債	11,689	12,367
長期借入金		
負債計	13,579	13,911
指定正味財産	909,935	909,935
うち基本財産充当額	909,935	909,935
一般正味財産	99,649	103,432
うち基本財産充当額		
正味財産計	1,009,584	1,013,367
負債・正味財産計	1,023,163	1,027,278

<主な経営指標>

項目	令和5年度	令和6年度	増減
経常収支比率 (経常収益 ÷ 経常費用)	107.4%	104.4%	2.9
流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債)	1423.8%	1972.7%	+ 548.9
自己資本比率 (純資産計 ÷ 負債・純資産計)	98.7%	98.6%	0.0
有利子負債比率 (有利子負債 ÷ 純資産計)			

端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況(単位:千円)>

要支給額	引当額	引当率(%)
12,366	12,366	100.0%

県の財政的関与の状況(事業費補助・委託を除く)

(単位:千円)

区分	令和5年度	令和6年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名 :

公益財団法人 秋田県林業労働対策基金

自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【令和6年度実績】 ニューグリーンマイスター認定者（育成学校卒業生）：22人（前年度22人、目標32人） 退職金共済掛金助成対象者：584人（前年度590人、目標674人）			【令和6年度実績】 経常収益 89,312千円（前年度：94,978千円） 経常費用 85,529千円（前年度：88,471千円） 経常増減額 3,783千円（前年度：6,507千円）		
【自己評価】 新規就業者に対して国の育成制度を活用する事業体もあり、当財団が実施するニューグリーンマイスター育成学校への入校者が少なかったことや、中途退職により卒業者が22人にとどまった。また、退職金共済掛金助成対象者も中途退職等の理由により、目標を達成することが出来なかつた。 一方、高校生や求職者を対象に林業体験学習等を実施したほか、林業関連のイベントを開催する等、林業を広く県民にPRし、新規就業者の獲得につながるよう努めた。 その結果、県全体の林業従事者は平成30年度より増加傾向にあり、当財団が公益的な役割を果たしていると判断できるため、評価についてはBとする。 今後も、林業従事者の確保・育成・定着を推進するため、林業事業体等と協力しながら、目標達成に向けた取組を進めてまいりたい。	評価	B	【自己評価】 当財団では収益事業を実施していないが、基本財産等を安全な有価証券で運用しており、長期的に安定した収入を確保している。 県からの3つの受託事業により、当期経常増減額は3,783千円の黒字であった。 財団の事業は、県からの補助金や受託収入、基本財産等の運用益で実施しており、正味財産残高も10億円以上と十分であることから、事業の実施・経営の基盤は安定している。 また、単年度黒字分については、今後の公益目的事業に充て、林業労働力確保・育成・定着へ向けた取組を充実させることとしている。	評価	A

所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況			2 経営状況		
【所管課評価】 行動計画に掲げた目標値を達成することができなかつたものの、本県における新規林業就業者数は年々増加傾向にあり、求職者に対する就職先の斡旋や企業とのマッチングなど、林業従事者の確保・育成に向けた各事業の効果が現れている。 目標の達成には届かなかつたものの、長らく減少傾向にあった林業従事者数が平成30年度より増加傾向にあり、1,400人台を確保していることからB評価とする。	評価	B	【所管課評価】 主な事業は、林業の担い手を確保・育成するための森林整備担い手育成基金や森林環境譲与税を活用した県からの委託事業や補助金で実施しており、財団の財務基盤は安定している。	評価	A

委員会評価

A	行動計画に定める目標について未達成となつた一方で、各種取組の着実な推進が林業従事者の確保・増加に寄与していると考えられるほか、経営状況に関しても財務基盤は安定しているものと評価できる。
---	--

【委員からの提言】

林業従事者の職場環境の改善やサポート体制の拡充のほか、女性活躍の推進に注力するなど、県全体の林業従事者の増加に向けた取組を推し進めてもらいたい。
--

委員会評価を踏まえた対応方針	
新規林業労働力確保・育成を図るため、特に学生や女性等に林業の魅力を発信する体験やイベントを開催する。 林業事業体の雇用条件・就労環境の改善を図る取組をサポートしながら、林業の無料職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）の機能を強化する。	再造林の拡大に伴う事業量の増加が今後見込まれるため、更なる林業労働力の確保・定着対策が重要であることから、既存の取組に加え、無料職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）の機能強化により、県内外からの就業促進に一層努めていただきたい。

法人名 (公財)秋田県林業労働対策基金

令和7年度計算書類等

法人所管課 林業木材産業課

公益財団法人秋田県林業労働対策基金定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人秋田県林業労働対策基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 林業従事者の確保、育成に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 林業従事者の林業労働に係る安全と衛生の確保に関する事業
- (4) 森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業
- (5) 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第12条各号に掲げる事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を第4条に掲げる事業のうちの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分の制限)

第6条 基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正に維持及び管理しなければならない。

- 2 基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理及び資金運用規程及び特定費用準備資金等取扱規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

3 次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員2名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）
- 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
- 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等及び委員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員のうち1名を評議員会会長とし、評議員会において選定する。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会開催の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たる。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会の運営)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、評議員会において定める評議員会運営規程による。

第6章 役員

(役員の設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3名以上6名以内
- (2) 監 事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定める理事の職務権限規程により、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款の定めによるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員の任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第31条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等及び委員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取り扱いについては、第39条に定める理事会運営規程によるものとする。

(責任の免除又は限定)

- 第33条 この法人は、役員の法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会の運営)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(合併等)

第41条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第45条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の最初の理事及び最初の監事は、次に掲げる者とする。

理事 福井敬二 石黒信一 鈴木利貴雄 藤島和雄 谷口純一
近藤誠二

監事 前田正人 千葉玄一郎

4 この法人の最初の代表理事は福井敬二、業務執行理事は近藤誠二とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

三浦庄助 佐藤重芳 兼子富市 小松佳和 阿部康夫 佐々木哲男

出捐団体一覧

令和7年4月1日 現在

出捐団体		出捐金額	%
秋田県	1	620,000,000	68.66
市町村	22	175,001,000	19.38
県森連・森林組合	11	35,784,000	3.96
林業事業体		55,817,600	6.20
廃業・脱退等事業体	—	16,455,200	1.80
出捐金 合計	34	903,057,800	100.00

県市町村・事業体名		代表者	住 所	出捐金	備考
1	秋田県		秋田市山王4-1-1	620,000,000	
2	鹿角市		鹿角市花輪字荒田 4－1	18,819,000	
3	大館市		大館市字中城20	23,804,000	
4	北秋田市		北秋田市花園町19-1	16,018,000	
5	能代市		能代市上町1-3	10,192,000	
6	秋田市		秋田市山王1-1-1	30,265,000	
7	男鹿市		男鹿市船川港船川字泉台66-1	4,194,000	
8	由利本荘市		由利本荘市尾崎17	15,337,000	
9	にかほ市		にかほ市象潟町字浜ノ田1	1,336,000	
10	大仙市		大仙市大曲花園町1-1	7,998,000	
11	仙北市		仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30	10,934,000	
12	横手市		横手市中央町8-2	6,260,000	
13	湯沢市		湯沢市佐竹町1-1	10,074,000	
14	小坂町		鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部37-2	1,130,000	
15	上小阿仁村		北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118	3,723,000	
16	三種町		山本郡三種町鵜川字岩谷子8	1,578,000	
17	八峰町		山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118	2,037,000	
18	藤里町		山本郡藤里町藤琴字藤琴8	3,211,000	
19	五城目町		南秋田郡五城目町西磯ノ目1-1-1	3,863,000	
20	井川町		南秋田郡井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1	503,000	
21	美郷町		仙北郡美郷町六郷字上町21	496,000	
22	羽後町		雄勝郡羽後町西馬音内字中野17	1,469,000	
23	東成瀬村		雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1	1,760,000	
24	秋田県森林組合連合会	小松 佳和	秋田市川元山下町8-28	262,000	
25	鹿角森林組合	宮野 和秀	鹿角市花輪字合野18-3	836,000	
26	大館北秋田森林組合	渡邊 久雄	北秋田市脇神字佐助岱27-2	10,194,000	
27	白神森林組合	金野 忠徳	能代市能代町字中川原33-45	5,028,000	
28	秋田中央森林組合	石川 平臣	秋田市河辺和田字上中野184-2	1,934,000	

県市町村・事業体名		代表者	住 所	出捐金	備考
29	男鹿南秋田森林組合	鈴木 隆夫	五城目町字杉ヶ崎10	1,572,000	
30	本荘由利森林組合	小松 佳和	由利本荘市水林381	4,342,000	
31	仙北西森林組合	齋藤兵左エ門	大仙市神宮寺中川原37-1	3,406,000	
32	仙北東森林組合	茂木 唯男	仙北市田沢湖小松字外ノ山4-1	1,722,000	
33	横手市森林組合	備前 雄一	横手市山内土渕字小目倉沢34-8	1,572,000	
34	雄勝広域森林組合	長谷山利宏	湯沢市山田字福島開372-5	4,916,000	
35	(有)山口造林	山口 尚幸	鹿角市八幡平字老沢36	574,000	
36	(株)石川組	島崎 祐男	鹿角市十和田大湯字中田1-3	574,000	
37	(有)中村造林	黒沢 政明	小坂町小坂字相内5-1	574,000	
38	(有)高橋造林	高橋 善寛	大館市根下戸町7-45	262,000	
39	(有)花田造材部	花田 純平	大館市岩瀬字谷地の平1-23	2,296,000	
40	(有)畠山造林	佐藤 四郎	大館市比内町大葛字森合1	2,146,000	
41	(有)阿部林業	阿部 文明	大館市比内町大葛字大谷98-1	1,148,000	
42	(有)山田造材部	山田 一成	北秋田市米内沢字鶴田中岱189	1,722,000	
43	(有)新林林業	新林 直子	北秋田市米内沢字中道岱81	2,246,000	
44	山一林業(株)	松橋 誠	北秋田市阿仁水無字上岱129-1	2,246,000	
45	(有)松橋木材	松橋 善人	北秋田市阿仁比立内字積沢83	574,000	
46	(株)小阿仁伐倒隊	工藤 茂丸	上小阿仁村大林字梨の木岱51	1,148,000	
47	(有)阿部林業	阿部 勇次郎	大館市雪沢字新沢2	574,000	
48	(有)泉林業	—	大館市比内町大葛字森合12	524,000	
49	吉田林業(資)	吉田 敏雄	北秋田市米内沢140-12	262,000	
50	(有)米澤木材	米澤 隆作	北秋田市上杉字下屋布岱225	1,410,000	
51	(有)木村林業	木村 康博	北秋田市阿仁比立内字前田表41-2	524,000	
52	(有)佐栄林業	佐藤 良広	北秋田郡上小阿仁村沖田面字屋布107	574,000	
53	田代濁川地区森林生産(有)	清水 洋一	能代市二ツ井町田代字泥ノ木岱35-1	1,360,000	
54	吉岡林業(株)	吉岡 努	能代市二ツ井町仁鮎字鬼神前田75-8	1,722,000	
55	米代トラック(株)	梅村 春男	能代市二ツ井町字五千苅47-6	574,000	
56	(有)林業小山組	信太 良行	藤里町粕毛字上谷地47-1	524,000	
57	藤田林業(株)	藤田 国宏	能代市二ツ井町仁鮎字川原田53-1	836,000	
58	太平林産(株)	清水 政信	秋田市檜山南新町下丁53-5	574,000	
59	(有)サンワーク三浦	三浦 正行	秋田市金足黒川字黒川226	836,000	
60	太平山環境管理(株)	廣田 努	秋田市仁別字堂ノ下95	262,000	
61	(有)ササリン	佐々木 甲悦	秋田市仁別字堂ノ下25	1,148,000	
62	(有)エフ・ジー	佐藤 直俊	秋田市御野場新町2-15-17	524,000	
63	(有)相原林業	川村 寛治	秋田市浜田字滝ノ下212	262,000	
64	(有)秋田グリーンサービス	佐藤 総栄	秋田市河辺北野田高屋字神田304	1,148,000	
65	(有)寒風緑化	佐藤 新良	男鹿市野石字牛沢38-4	574,000	
66	(有)秋山造園土木	秋山 啓一	男鹿市福川字起上ヶ219-70	574,000	

県市町村・事業体名		代表者	住 所	出捐金	備考
67	(有)佐藤林業	佐藤 修	五城目町高崎字雀館下川原107-2	1, 148, 000	
68	佐々木造林 (有)	佐々木 誠	五城目町馬場目字関ヶ沢78-2	1, 148, 000	
69	(有)澤忠林業	澤田石 忠広	五城目町内川浅見内字小川口201-1	1, 410, 000	
70	長谷川林業 (名)	長谷川 芳雄	秋田市雄和町平尾鳥字藤森32	524, 000	
71	(有)加藤林業	加藤 英一	由利本荘市赤田字藤四郎沢95	574, 000	
72	(有)猪股林業	伊藤 祐孝	由利本荘市山内字上長田10-3	1, 148, 000	
73	小笠原林業 (有)	柴田 藤博	由利本荘市大倉沢字山崎70-1	262, 000	
74	(株)三浦製材所	三浦 稔	由利本荘市岩城内道川字観音下1	262, 000	
75	(有)齋藤林業	齋藤 良男	にかほ市象潟町字木戸口51-34	574, 000	
76	三幸木材	三浦 秋雄	由利本荘市鳥海町下笛子字上間木ノ平33-3	803, 600	
77	(資)佐々木林業	佐々木 実	大仙市南外字十二ノ前72	574, 000	
78	(有)佐々木林業	佐々木 孝	仙北市角館町西長野字熊堂163	1, 148, 000	
79	(株)糸井林業	糸井 幸美	仙北市角館町勝楽90-13	574, 000	
80	(株)門脇木材	佐川 広興	仙北市田沢湖卒田字柴倉135	836, 000	
81	(株)堀川林業	堀川 義貴	仙北市田沢湖生保内字下高野61	2, 870, 000	
82	(有)進藤商店	進藤 美隆	大仙市南外字下木直285-2	262, 000	
83	藤原林業	藤原 通善	仙北市田沢湖梅沢字東田40	574, 000	
84	(有)大友林業	大友 勲	仙北市田沢湖生保内字下高野261	1, 148, 000	
85	坂本林業	—	仙北市田沢湖生保内字武藏野105-80	262, 000	
86	上杉造林	上杉 景次郎	仙北市西木町上桧木内字横枕34	574, 000	
87	桧木内製材(有)	田口 宗良	仙北市西木町桧木内字松葉73	1, 148, 000	
88	(有)共林班	高橋 和宏	横手市山内平野沢字南相野々37-4	786, 000	
89	北日本索道(株)	兼子 雅博	湯沢市皆瀬字二ツ石95-5	4, 854, 000	
90	(有)丸充製材所	佐藤 優	羽後町下仙道字上中泊231	124, 000	
91	(資)鈴木林業	鈴木 一夫	東成瀬村田子内字天神林3-5	574, 000	
92	佐藤林業	佐藤 隆	湯沢市高松字中屋敷294-2	574, 000	
93	高橋林業	高橋 健	雄勝郡東成瀬村椿川字堤30-1	786, 000	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 公益財団法人秋田県林業労働対策基金

時 点 : 令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	評議員	小松 佳和	秋田県森林組合連合会代表理事長
2	評議員	羽澤 齊志	全労済秋田推進本部長
3	評議員	佐藤 総栄	秋田県素材生産流通協同組合理事長
4	評議員	松田 知己	秋田県町村会会长
5	評議員	兼子 雅博	秋田森林整備事業協会会长
6	理事長	清水 譲	秋田県森林組合連合会代表理事専務
7	専務理事	櫻田 良弘	(公財)秋田県林業労働対策基金事務局長
8	理事	佐藤 博	林材業労働災害防止協会秋田県支部事務局長
9	理事	水谷 津	秋田県町村会事務局長
10	理事	仙北谷 彰	秋田県素材生産流通協同組合専務理事
11	監事	前田 正人	公認会計士
12	監事	戸部 信彦	(公財)秋田県緑化推進委員会専務理事
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和7年度事業計画

自：令和7年4月 1日
至：令和8年3月31日

I 令和7年度事業計画

全国有数のスギ人工林が伐採・利用期を迎える中で、本県では林業の成長産業化に向けた取り組みが本格化してきています。

近年、林業を巡る環境はめまぐるしく変化してきており、令和6年度は木材製品の需要が減退する中で、県内製材工場等の丸太の需要や価格が伸び悩み、燃料や機械コストの上昇などから、林業事業体の素材生産や経営は先行きが不透明な状況にあります。

本県の林業従事者数は長年減少していましたが、平成30年から増加に転じ、令和5年度は1,415人となりました。また、林業大学校や高校生等の新規就業者も増加傾向にあり、着実に若返りが進んできています。

今後、生産適期を迎えている森林資源を基盤として、素材生産を拡大するとともに再造林や保育を着実に実施し、「伐って、使って、植えて、育てる」という循環利用体制を確立していくためには、これを担う林業の人材の確保と育成が重要な課題となっています。

林業事業体では、これまで高性能林業機械の導入などにより生産性の向上などに取り組んできているものの、他産業に比べると依然として経営基盤が弱く雇用が不安定で、労働災害の発生率も高いことから、給与や社会保険等の雇用条件や現場の就労環境等の改善を、今後さらに進めていく必要があります。

当法人は、林業従事者の確保や育成を図るとともに、安全・安心で働きやすい職場環境づくりを支援するため、行政機関や関係団体等と連携し、ニューグリーンマイスター育成学校や高校生の林業職場体験学習等の研修、退職金共済掛金や安全作業器具購入等への各種助成を実施します。

また、林業の無料職業紹介所（愛称：あきた森の仕事ナビ）による就職の相談や紹介・斡旋、雇用管理改善の相談・指導に取り組むほか、林業機械の展示実演会などにより林業の魅力を広く県民に情報発信し、林業への新規就業を促進します。

公益1 林業従事者の確保、育成及び普及啓発に関する事業

森林整備の担い手である林業従事者を、林業事業体が持続かつ安定的に確保するため、若年層を中心とした新規の就業から将来基幹となる優秀な林業技能者の育成及び定着まで総合的な支援を実施する。

1. 秋田県ニューグリーンマイスター育成学校の実施

(1) 林業新任者技術研修（1年次）

林業一般、森林機能、森林保護、林業機械と路網、木材の加工・流通・販売、林業労働安全衛生など、林業労働に必要な基礎知識の習得や、造林、測量、測樹、間伐、チェーンソー・刈払機の目立て等基礎的な技術研修を実施する。

研修生40名 秋田県森林学習交流館ほか

(2) 高性能林業機械操作等研修（2年次）

スイングヤーダ、グラップル等の高性能林業機械操作研修とともに、間伐作業システム等コストの把握・分析、ドローン操作、ワイヤースプライス研修を実施する。

研修生15名 秋田市・五城目町 林業事業体施業地ほか

(3) 林業技能講習

林材業リスクアセスメント実務研修や伐木等業務安全衛生特別教育、各種運転技能講習等の受講を支援する。

研修生55名（1・2年次生）秋田市ほか

2. 技能講習等助成

年間150日以上林業に就労し、技能講習を受講した林業従事者の受講料等の一部を助成する。

23事業体 60名

3. 定着奨励金助成

秋田県ニューグリーンマイスター育成学校に入校・卒業し、月給制等で雇用されている35歳以下の林業従事者の給料の一部を助成する。

27事業体 57名

4. 高校生林業職場体験学習

新規高卒者の林業への就業を促進するため、林業職場見学・体験学習を実施し、タウン情報誌に掲載する。また、林業就業者のインタビュー紹介リーフレットを作成する。

県内4地区で実施 林業事業体施業地ほか

リーフレット「林業しよう！」作成 1,500部

「あきたタウン情報」に高校生体験学習を掲載

5. 林業就業トライアル研修（公益目的事業の変更申請認定後、廃止予定）

(1) 短期トライアル研修

林業へ関心のある県内外の求職者等を対象に、高性能林業機械の操作体験や関連施設見学等の研修を実施。

(2) インターンシップ研修

林業へ関心のある県内外の求職者を対象に、林業事業体等で林業体験を実施。

6. 林業の魅力発信事業

(1) 高性能林業機械の展示・実演会

林業の魅力を広く県民に発信し、林業への就業を促進するため、高性能林業機械の展示・実演会（あつまれ！森ではたらく機械展）を開催する。

令和7年6月7日(土) 男鹿市（秋田県森林祭と同時開催）

(2) 伐木造材技術安全大会

林業技術者の安全意識の向上と林業の職業としての魅力を発信するため、伐木・造材技術のデモストレーションや競技会を行うとともに、伐木造材技術の交流会を開催する。

公益2

林業従事者の就労条件の改善及び林業労働に係る安全と衛生に関する事業

林業の労働条件の改善や、林業従事者が安心して就労できる職場環境づくりを支援する。

1. 退職金共済掛金助成

年間150日以上林業に就労し、中退共や林退共に加入している林業従事者の掛金の一部を助成する。

68事業体 781名

2. 労働安全衛生促進助成

蜂抗体検査の受検、エピネフリン自動注射器、安全作業器具や休憩施設の購入等、安全な作業環境を創出するための経費の一部を助成する。

エピネフリン自動注射器購入助成

蜂抗体検査費用助成

安全作業器具購入助成

公益3

林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業

新規林業労働力を確保するため、林業の就業先の斡旋やマッチングを行うほか、求職者への相談・情報提供や、林業事業体の事業主に対する相談指導等を実施する。

1. 林業就業サポート事業

(1) 林業の職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）の運営

林業への新規就業を促進するため、林業事業体からの求人登録受付、求職者への就業先の斡旋・マッチング等を実施する。

①林業の求人求職情報の収集・提供等

②林業の就業先の斡旋・マッチング

③林業企業ガイドブック等の作成

④ホームページやSNSによる情報発信

(2) 林業事業体の事業主に対する相談指導等

林業労働力の確保・定着を促進するため、事業主に対して雇用管理改善等に関する相談指導や、研修会・相談会等を実施する。

- ①林業雇用管理研修会・相談会の開催
- ②事業体訪問等による相談指導
- ③就業規則等の整備・助言指導(社会保険労務士派遣)

(3) 求職者に対する相談指導等

林業へ就業を希望する求職者や、林業に関心のある者に対して情報提供を実施する。

- ①ハローワークで林業紹介セミナー実施（毎月1回）
- ②求職者に対する相談指導、情報の提供等

(4) 林業就業インターンシップ研修

林業への新規就業を促進するため、県内外の求職者を対象に、林業事業体の現場等でインターンシップ研修を実施する。

(5) 林業就業フェアへの参加等

秋田県等が開催する就業フェアに参加し、林業に関心のある求職者に対して情報の提供や相談・支援を実施する。

あきた就職フェア（秋田県ふるさと定住機構主催）

2. 林業就業支援事業

(1) 林業雇用管理研修会の開催

従事者が安心して働くことができる職場環境づくりを推進するため、認定事業体事業主等を対象に、雇用管理に関する研修会等を開催する。

林業雇用管理研修会・相談会の開催

(2) 林業事業体の事業主や求職者に対する相談指導等

林業労働力の確保・定着を促進するため、事業体の雇用管理改善等に関する相談指導や、求職者への情報提供を実施する。

林業就業アドバイザーによる林業事業体への訪問・指導

3. 林業労働力確保支援センター業務

全国林業労働力確保支援センターから収集した情報等を、林業事業体や求職者へ提供する。

北海道・東北ブロック協議会参加(福島県)

令和7年度 収支予算書（損益方式）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	令和7年度 予 算 (A)	令和6年度 当 初 予 算	令和6年度 補 正 後 予 算 (B)	増 減 (A) - (B)	令和7年度		内 部 取 引 控 除	令和7年度				
					公 益 目 的 事 業 会 計	法 人 会 計		公 益 目 的 事 業 会 計 (内訳表)				
								公 1	公 2	公 3	共 通	
I 一般正味財産増減の部												
1. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用益	12,392,000	12,392,000	12,392,000	0	6,196,000	6,196,000	0	0	0	0	6,196,000	
基本財産受取利息	12,392,000	12,392,000	12,392,000	0	6,196,000	6,196,000	0	0	0	0	6,196,000	
特定資産運用益	196,000	177,000	134,000	62,000	169,000	27,000	0	0	0	0	169,000	
特定資産受取利息	196,000	177,000	134,000	62,000	169,000	27,000	0	0	0	0	169,000	
受取補助金等	75,606,000	100,369,000	76,705,000	▲ 1,099,000	75,606,000	0	0	34,370,000	25,595,000	15,641,000	0	
県補助金	60,164,000	80,921,000	58,434,000	1,730,000	60,164,000	0	0	22,305,000	25,595,000	12,264,000	0	
受託収入	15,442,000	19,448,000	18,271,000	▲ 2,829,000	15,442,000	0	0	12,065,000	0	3,377,000	0	
受取負担金	0	0	80,000	▲ 80,000	0	0	0	0	0	0	0	
受取負担金	0	0	80,000	▲ 80,000	0	0	0	0	0	0	0	
経常収益計	88,194,000	112,938,000	89,311,000	▲ 1,117,000	81,971,000	6,223,000	0	34,370,000	25,595,000	15,641,000	6,365,000	
(2) 経常費用												
受講料	7,514,000	8,754,000	5,224,000	2,290,000	7,514,000	0	0	7,514,000	0	0	0	
助成金	37,729,000	53,609,000	38,785,000	▲ 1,056,000	37,729,000	0	0	7,634,000	30,095,000	0	0	
検査料	113,000	113,000	48,000	65,000	113,000	0	0	113,000	0	0	0	
給料手当	17,750,000	17,669,000	16,977,000	773,000	14,821,000	2,929,000	0	5,356,000	197,000	9,268,000	0	
通勤手当	495,000	0	496,000	▲ 1,000	414,000	81,000	0	134,000	11,000	269,000	0	
賞与引当金繰入	619,000	596,000	618,000	1,000	517,000	102,000	0	143,000	8,000	366,000	0	
退職給付費用	777,000	681,000	681,000	96,000	649,000	128,000	0	180,000	10,000	459,000	0	
福利厚生費	3,133,000	2,888,000	3,014,000	119,000	2,391,000	742,000	0	872,000	33,000	1,486,000	0	
会議費	216,000	112,000	276,000	▲ 60,000	136,000	80,000	0	124,000	0	12,000	0	
旅費交通費	2,108,000	2,222,000	1,177,000	931,000	2,028,000	80,000	0	636,000	0	1,392,000	0	
通信運搬費	1,543,000	2,453,000	969,000	574,000	1,475,000	68,000	0	738,000	29,000	708,000	0	
支払負担金	134,000	134,000	113,000	21,000	111,000	23,000	0	33,000	66,000	12,000	0	
消耗品費	2,640,000	3,225,000	1,970,000	670,000	2,591,000	49,000	0	1,624,000	3,000	964,000	0	
印刷製本費	2,339,000	1,838,000	1,712,000	627,000	2,339,000	0	0	973,000	0	1,366,000	0	
燃料費	221,000	169,000	284,000	▲ 63,000	221,000	0	0	221,000	0	0	0	
賃借料	5,909,000	7,458,000	5,496,000	413,000	5,568,000	341,000	0	4,169,000	21,000	1,378,000	0	
保険料	372,000	350,000	238,000	134,000	372,000	0	0	349,000	0	23,000	0	
諸謝金	5,760,000	6,770,000	4,734,000	1,026,000	5,370,000	390,000	0	4,156,000	0	1,214,000	0	
租税公課	595,000	726,000	358,000	237,000	590,000	5,000	0	347,000	0	243,000	0	
支払会費	55,000	55,000	55,000	0	50,000	5,000	0	0	0	50,000	0	
修繕費	470,000	470,000	0	470,000	450,000	20,000	0	450,000	0	0	0	
委託費	1,851,000	1,450,000	1,680,000	171,000	1,851,000	0	0	1,851,000	0	0	0	
広告費	510,000	553,000	564,000	▲ 54,000	510,000	0	0	510,000	0	0	0	
雑費	21,000	25,000	21,000	0	0	21,000	0	0	0	0	0	
役員報酬	60,000	60,000	60,000	0	0	60,000	0	0	0	0	0	
減価償却	117,000	117,000	117,000	0	0	117,000	0	0	0	0	0	
予備費	0	0	30,000	▲ 30,000	0	0	0	0	0	0	0	
経常費用計	93,051,000	112,497,000	85,697,000	7,354,000	87,810,000	5,241,000	0	38,127,000	30,473,000	19,210,000	0	
当期経常増減額	▲ 4,857,000	441,000	3,614,000	▲ 8,471,000	▲ 5,839,000	982,000	0	▲ 3,757,000	▲ 4,878,000	▲ 3,569,000	6,365,000	
2. 経常外増減の部												
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	▲ 4,857,000	441,000	3,614,000	▲ 8,471,000	▲ 5,839,000	982,000	0	▲ 3,757,000	▲ 4,878,000	▲ 3,569,000	6,365,000	
一般正味財産期首残高	103,263,260	99,072,742	99,649,260	3,614,000	98,374,283	4,888,977	0	0	0	0	98,374,283	
一般正味財産期末残高	98,406,260	99,513,742	103,263,260	▲ 4,857,000	92,535,283	5,870,977	0	▲ 3,757,000	▲ 4,878,000	▲ 3,569,000	104,739,283	
II 指定正味財産増減の部												
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	909,934,500	909,934,500	909,934,500	0	454,967,250	454,967,250	0	0	0	0	454,967,250	
指定正味財産期末残高	909,934,500	909,934,500	909,934,500	0	454,967,250	454,967,250	0	0	0	0	454,967,250	
III 正味財産期末残高	1,008,340,760											

法人名 (公財)秋田県林業労働対策基金

令和 6 年度計算書類等

法人所管課 林業木材産業課

財産目録

令和7年3月31日現在 (単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	預金	普通預金(秋田銀行) 普通預金(大和ifik銀行)	運転資金、公益目的事業費として 《預金計》	30,422,874 0 30,422,874
	前払金	秋田労働局に対する支払	令和7年度労働保険料へ充当分 《前払金計》	34,798 34,798
流動資産合計				30,457,672
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	20年大阪府債(野村證券) 20年大阪府債(野村證券) 20年名古屋市債(大和証券) 20年名古屋市債(大和証券)	50%を公益目的保有財産、50%を公益目的事業に必要な法人管理活動の用に供する財産として、有価証券は満期保有目的で保有し、運用益を事業費・管理費の財源として使用している。 《基本財産計》	620,000,000 100,000,000 100,000,000 89,934,500 909,934,500
特定資産	扱い手育成準備引当	定期預金(大和ifik銀行) 20年名古屋市債(大和証券)	公益目的保有財産で、運用益を事業費の財源として使用している。	64,000,000 10,000,000
	退職給付引当資産	定期預金(大和ifik銀行)	職員に対する退職金支払に備えたもの 《特定資産計》	12,366,375 86,366,375
その他固定資産	ソフトウェア 敷金 投資有価証券	会計ソフト「公益大臣」 秋田市川元開和町39番地 20年名古屋市債(大和証券)	管理目的の財源として使用する財産 駐車場敷金 満期保有目的で保有し、運用益を事業費・管理費の財源として使用している。 《その他固定資産計》	446,967 6,600 65,500 519,067
固定資産合計				996,819,942
資産合計				1,027,277,614
(流動負債)	未払金	株式会社ヒコに対する支払 秋田年金事務所に対する支払 秋田労働局に対する支払 税務署に対する支払	3月分コピー代等経費未払分 3月分社会保険料事業主負担未払分 R6年度分一般拠出金未払分 R6年度分消費税等未払分 《未払金計》	68,053 167,040 358 332,100 567,551
	預り金	税務署に対する支払 秋田年金事務所に対する支払	1~3月分源泉未払分 3月分社会保険料自己負担未払分 《預り金計》	200,860 162,973 363,833
	賞与引当金	職員に対する支払	R7.6賞与支払に備えたもの 《賞与引当金計》	613,000 613,000
流動負債合計				1,544,384
(固定負債)	退職給付引当金	職員1名に対するもの	退職金支払に備えたもの 《退職給付引当金計》	12,366,375 12,366,375
固定負債合計				12,366,375
負債合計				13,910,759
正味財産				1,013,366,855

令和6年度事業報告

I 法人の概況

1. 設立年月日

平成4年7月28日

2. 定款に定める目的

この法人は、秋田県内において林業労働に従事する者の就労条件を改善し、林業従事者の安定的確保を図るとともに、若年林業従事者の育成及び確保を促進させることにより、林業の安定的発展に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容

- (1) 林業従事者の確保、育成に関する事業
- (2) 林業従事者の就労条件の改善に関する事業
- (3) 林業従事者の林業労働に係る安全と衛生の確保に関する事業
- (4) 森林管理の重要性の普及及び啓発に関する事業
- (5) 林業労働力の確保の促進に関する法律第12条各号に掲げる事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 所管官庁に関する事項

秋田県農林水産部林業木材産業課

5. 主たる事務所の状況

主たる事務所：秋田県秋田市川元山下町8番28号

6. 役員等に関する事項

役職	氏名	常勤・非常勤の別	担当職務・現職
評議員	小松 佳和	非常勤	秋田県森林組合連合会 代表理事会長
評議員	山田 一成	非常勤	秋田県素材生産流通協同組合 理事長
評議員	兼子 雅博	非常勤	秋田森林整備事業協会 会長
評議員	松田 知己	非常勤	秋田県町村会 会長
評議員	羽澤 斎志	非常勤	全国労働者共済生活協同組合連合会 秋田推進本部長

理事長	佐藤 龍司	非常勤	秋田県森林組合連合会 代表理事専務
専務理事	櫻田 良弘	常勤	公益財団法人秋田県林業労働対策基金 事務局長
理事	佐藤 博	非常勤	林業・木材製造業労働災害防止協会秋田県支部 事務局長
理事	水谷 津	非常勤	秋田県町村会 事務局長
理事	仙北谷 彰	非常勤	秋田県素材生産流通協同組合 専務理事
監事	前田 正人	非常勤	公認会計士
監事	戸部 信彦	非常勤	公益社団法人秋田県緑化推進委員会 専務理事

令和7年3月31日現在

7. 職員に関する事項

職員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子3名	-1	66歳 0ヶ月	3年0ヶ月
女子1名	0	56歳 3ヶ月	27年0ヶ月
合計4名	-1	63歳 6ヶ月	9年0ヶ月

令和6年3月31日現在

II 事業実施状況

公益1 林業従事者の確保、育成及び普及啓発に関する事業

森林整備の担い手である林業従事者を、林業事業体が持続かつ安定的に確保するため、若年層を中心とした新規の就業から将来基幹となる優秀な林業技能者の育成及び定着まで総合的な支援を実施した。

1. 秋田県ニューグリーンマイスター育成学校の実施

(1) 林業新任者技術研修（1年次）

林業一般、森林機能、森林保護、林業機械と路網、木材の加工・流通・販売、林業労働安全衛生など、林業労働に必要な基礎知識の習得や、造林、測量、測樹、間伐、チェンソー・刈払機の目立て等基礎的な技術研修を実施した。

実績：研修生 14事業体18名入校→13事業15名修了

集合研修 令和6年5月7日（火）～24日（金） 14日間

研修場所 秋田県森林学習交流館ほか

(2) 高性能林業機械操作等研修（2年次）

スイングヤーダ、グラップル等の高性能林業機械操作研修とともに、間伐作業システム等コストの把握・分析、ドローン操作、ワイヤースライス研修を実施した。

実績：研修生 20事業体23名入校→19事業体22名修了（卒業）

集合研修 令和6年4月3日（水）～5日（金） 3日間

高性能林業機械操作研修 令和6年4月8日（月）～26日（金） 5日間×3班

研修場所 秋田市 林業事業体施設地ほか

(3) 林業技能講習

林材業リスクアセスメント実務研修や伐木等業務安全衛生特別教育、各種運転技能講習等の受講を支援した。

実績：研修生40名（1・2年次生） 秋田市ほか

2. 技能講習等助成

年間150日以上林業に就労し、技能講習を受講した林業従事者の受講料等の一部を助成した。

実績：16事業体 60名 助成金889,000円

3. 定着奨励金助成

秋田県ニューグリーンマイスター育成学校に入校・卒業し、月給制等で雇用されている35歳以下の林業従事者の給料の一部を助成した。

実績：26事業体 56名 助成金6,670,000円

4. 高校生林業職場体験学習

新規高卒者の林業への就業を促進するため、高校生等を対象に林業職場見学・体験を実施した。また、体験学習の内容を情報誌に掲載、さらに林業就業へ結び付くようリーフレットの作成・配布を行った。

- 実績：①県北地区 令和6年7月23日(火)～24日(水) 2日間
能代高校2年生1名、大館鳳鳴高校3年生1名
- ②仙北地区 令和6年7月1日(月) 1日間
大曲農業高校2年生15名、3年生11名
うち2名林業大学校進学、4名公務員(林業)就職
- ③県南地区 令和6年8月1日(火)～2日(水) 2日間
増田高校2年生1名、羽後高校3年生2名
山田中学2年生3名
うち1名林業事業体等就職
- ④由利地区 令和6年9月4日(水)～5日(木) 2日間
西目高校2年生1名、秋田令和高校3年生1名
うち1名林業事業体等就職
- ⑤由利地区 令和6年10月9日(水) 1日間
仁賀保高校3年生2名
うち1名林業事業体等就職
- 情報の提供等
リーフレット「林業しよう！」作成 1,500部
「あきたタウン情報 8月号」高校生体験学習 掲載

5. 林業就業トライアル研修

(1) 短期トライアル研修

林業へ関心のある県内外の求職者等を対象に、高性能林業機械の操作体験や関連施設見学等の研修を実施した。

- 実績：令和6年 8月20日(火)～23日(金) 参加申込なし
：令和6年11月12日(火)～15日(金) 3泊4日 2名
秋田県森林学習交流館ほか

(2) インターンシップ研修

林業へ関心のある県内外の求職者を対象に、林業事業体等で林業体験を実施した。

- 実績：令和6年11月18日(月) 1名

6. 林業の魅力発信事業

(1) 高性能林業機械の展示・実演会

林業の魅力を広く県民に発信し、林業への就業を促進するため、高性能林業機械の展示・実演会を開催した。（秋田県森林祭と同時開催）

実績：令和6年7月6日（土）

開催場所 烏海高原南由利原青少年旅行村（由利本荘市）

来場者等 1,000人

(2) 伐木造材技術安全大会

林業技術者の安全意識の向上と林業の職業としての魅力を発信するため、伐木・造材技術のデモストレーションや競技会を行うとともに、伐木造材技術の交流会を開催した。

実績：令和6年10月19日（土）

開催場所 秋田県林業研究研修センター

技術競技会参加選手 11名

来場者等 100人

公益2

林業従事者の就労条件の改善及び林業労働に係る安全と衛生に関する事業

林業の労働条件の改善や、林業従事者が安心して就労できる職場環境づくりを支援した。

1. 退職金共済掛金助成

年間150日以上林業に就労し、中退共や林退共に加入している林業従事者の掛金の一部を助成した。

実績：59事業体 584名 助成金25,903,000円

2. 労働安全衛生促進助成

蜂抗体検査の受検、エピネフリン自動注射器、安全作業器具や休憩施設の購入等、安全な作業環境を創出するための経費の一部を助成した。

実績：エピペン購入助成 11事業体 83名 助成金 166,000円

蜂抗体検査費用助成 12事業体 43名〃 86,000円

安全作業器具購入助成 41事業体〃 5,071,000円

新規林業労働力を確保するため、林業の就業先の斡旋やマッチングを行うほか、求職者への相談・情報提供や、林業事業体の事業主に対する相談指導等を実施した。

1. 林業就業サポート事業

(1) 林業事業体の事業主に対する相談指導等

林業労働力の確保・定着を促進するため、事業主に対して雇用管理改善等に関する相談指導や、情報の収集・提供、相談会等を実施した。

実績：①事業体等訪問による相談指導 8事業体（18名）

②電話・メール・FAX・訪問・来所による相談指導等 58件

③林業雇用管理研修会・相談会の開催

令和6年8月6日（火） 秋田テルサ 参加者21名

テーマ：雇用契約書・就業規則・労使協定について

講師：社会保険労務士 佐々木烈 氏

④林業事業体就労環境整備の促進 6事業体

社会保険労務士を派遣し、就業規則・諸規定の改定を実施した。

⑤情報の収集・提供

「林業企業ガイドブック」作成 1,000部

「助成のてびき」作成 200部

(2) 求職者に対する相談指導等

林業へ就業を希望する求職者や、関心のある者に対して情報の提供を行い、就業へ向けた総合的な支援を実施した。

実績：求職者等電話・メール・FAX・訪問・来所による相談指導 14件

(3) 林業の職業紹介所（あきた森の仕事ナビ）の運営

林業への新規就業を促進するため、林業事業体からの求人登録受付、求職者への就業先の斡旋・マッチング等を実施した。

実績：求人登録数 延103事業体 201人

求職紹介数 11人 うち就職数9人

情報の収集・提供（ホームページの拡充）

(4) 林業就業フェアへの参加等

秋田県等が開催する就業フェアに参加し、林業に関心のある求職者に対して情報の提供や相談・支援を実施した。

実績：①あきた就職フェア（秋田県ふるさと定住機構主催）3回参加

令和6年 6月30日（日）東京会場 面談者3名

令和6年10月27日（日）東京会場 面談者2名

令和7年 2月 9日（日）東京会場 面談者0名

②あきた移住・就業フェア（移住・定住促進課主催）

令和6年10月 5日（土）東京会場 面談者3名

2. 林業就業支援事業

(1) 林業事業体の事業主に対する相談指導等

林業労働力の確保・定着を促進するため、事業主に対して雇用管理改善等に関する相談指導や、情報の収集・提供を実施した。

実績：①事業体等訪問による相談指導 34事業体(51名)

②電話・メール・FAX・訪問・来所による相談指導等 48件

(2) 林業雇用管理セミナーの開催

従事者が安心して働くことができる職場環境づくりを推進するため、認定事業体事業主等を対象に、雇用管理に関するセミナーを開催した。

実績：林業雇用管理研修会・相談会の開催 2回開催

令和6年8月5日(月) 大曲仙北職業訓練センター 参加者13名

令和6年8月7日(水) 北秋田市交流センター 参加者15名

テーマ：雇用契約書・就業規則・労使協定について

講師：社会保険労務士 佐々木烈 氏

(3) 求職者に対する相談指導等

林業へ就業を希望する求職者や、関心のある者に対して情報の提供を行い、就業へ向けた総合的な支援を実施した。

実績：①求職者等電話・メール・FAX・訪問・来所による相談指導 10件

②ハローワーク求職セミナー 12回 参加者79人

③合同企業説明会

令和6年7月17日(水)由利本荘市 面談者10名

④あきた就職フェア(秋田県ふるさと定住機構主催)

令和6年8月12日(月・祝)秋田会場 面談者0名

⑤森林の仕事ガイダンス(全国森林組合連合会主催)

令和6年9月21日(土)～22日(日)東京会場 面談者4名

3. 林業労働力確保支援センター業務

北海道・東北ブロック林業労働力確保支援センター協議会に出席し、収集した情報等を林業事業体や求職者へ提供した。

実績：令和7年2月6日(木)～7日(金) 山形市 13名

2. 役員会等に関する事項

令和6年4月25日 決算監査

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室
出席者	監事2名 理事1名
監査意見	令和5年度事業について適正に処理しているものと認められた。

令和6年5月29日 通常理事会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室
出席者	理事5名 監事2名
議案第1号	令和5年度事業報告及び計算書類等について
議案第2号	行政庁へ提出する事業報告等について
議案第3号	定時評議員会の招集について
議案第4号	任期満了に伴う評議員選定委員会委員の選任について
議案第5号	任期満了に伴う理事及び監事の推薦について
報告第1号	業務執行状況について

令和6年6月20日 評議員選定委員会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室
出席者	委員4名 理事2名
議案第1号	議長の選定について
議案第2号	任期満了に伴う評議員の選任について

令和6年6月20日 定時評議員会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室
出席者	評議員4名 理事2名 監事2名
議案第1号	令和5年度事業報告及び決算について
議案第2号	役員の報酬等並びに費用の額について
議案第3号	任期満了に伴う理事の選任について
議案第4号	任期満了に伴う監事の選任について
報告第1号	令和6年度事業計画及び収支予算について

令和6年6月20日 臨時理事会

開催方法	決議の省略の方法
出席者	提案書に対し、理事5名全員の文書による同意と、監事2名全員の文書による異議のない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。
提案事項1	理事長及び専務理事の選定について
提案事項2	辞任の申出による後任の評議員選定委員会委員の選任について

令和7年3月19日 通常理事会

開催場所	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合連合会・研修室				
出席者	理事5名 監事2名				
議案第1号	令和6年度収支補正予算について				(承認)
議案第2号	業務方法書の一部改正について				(承認)
議案第3号	令和7年度事業計画、収支予算、資金調達及び設備投資の見込について				(承認)
議案第4号	公益目的事業の変更認定申請について				(承認)
報告第1号	業務執行状況について				

3. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状況の推移

単位:千円

事業年度	令和3年3月期	令和4年3月期	令和5年3月期	令和6年3月期	令和7年3月期
前期繰越収支差額	7,466	3,299	20,921	20,351	25,607
当期収入合計	94,720	116,945	95,084	94,977	89,312
当期支出合計	98,887	99,323	95,654	89,721	85,393
当期収支差額	-4,167	17,622	-570	5,256	3,919
次期繰越収支差額	3,299	20,921	20,351	25,607	29,526

資産合計	1,019,543	1,016,782	1,015,950	1,023,163	1,027,278
負債合計	10,279	10,775	12,873	13,579	13,911
正味財産	1,009,264	1,006,007	1,003,077	1,009,584	1,013,367

III 法人の課題

特になし

IV 株式保有している場合の概要

該当事項なし

V 決算後生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし

貸借対照表

令和7年3月31日現在（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	30,422,874	26,899,967	3,522,907
前払金	34,798	10,285	24,513
	流動資産合計	30,457,672	26,910,252
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	909,934,500	909,934,500	0
	基本財産合計	909,934,500	909,934,500
(2) 特定資産			
扱い手育成準備引当資産			
定期預金	64,000,000	64,000,000	0
投資有価証券	10,000,000	10,000,000	0
退職給付引当資産			
定期預金	12,366,375	11,688,900	677,475
	特定資産合計	86,366,375	85,688,900
(3) その他固定資産			
ソフトウェア	446,967	563,567	-116,600
敷金	6,600	0	6,600
投資有価証券	65,500	65,500	0
	その他固定資産	519,067	629,067
	固定資産合計	996,819,942	996,252,467
	資産合計	1,027,277,614	1,023,162,719
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	567,551	767,987	-200,436
預り金	363,833	535,072	-171,239
賞与引当金	613,000	587,000	26,000
	流動負債合計	1,544,384	1,890,059
2. 固定負債			
退職給付引当金	12,366,375	11,688,900	677,475
	固定負債合計	12,366,375	11,688,900
	負債合計	13,910,759	13,578,959
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
(うち基本財産への充当額)	909,934,500	909,934,500	0
(うち特定財産への充当額)	(909,934,500)	(909,934,500)	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	103,432,355	99,649,260	3,783,095
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	0
	正味財産合計	(74,000,000)	(74,000,000)
	負債及び正味財産合計	1,013,366,855	1,009,583,760
	1,027,277,614	1,023,162,719	4,114,895

正味財産増減計算書
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	12,392,270	11,890,975	501,295
特定資産運用益			
特定資産受取利息	134,306	59,621	74,685
受取補助金等			
県補助金	58,434,000	62,665,000	-4,231,000
受託収入	18,270,997	20,361,560	-2,090,563
受取負担金			
受取負担金	80,000	0	80,000
雑収益			
雑収益	730	398	332
	経常収益計	89,312,303	94,977,554
			-5,665,251
(2) 経常費用			
事業費			
受講料	5,223,018	5,975,606	-752,588
助成金	38,785,000	41,143,000	-2,358,000
検査料	47,685	78,540	-30,855
給料手当	14,215,071	15,535,985	-1,320,914
通勤手当	410,382	439,843	-29,461
賞与引当金繰入額	501,434	517,147	-15,713
退職給付費用	554,174	497,677	56,497
福利厚生費	2,352,346	2,406,303	-53,957
会議費	225,735	53,590	172,145
旅費交通費	1,132,815	1,324,573	-191,758
通信運搬費	885,035	808,004	77,031
支払負担金	82,137	95,568	-13,431
消耗品費	1,906,566	1,879,868	26,698
印刷製本費	1,709,785	1,566,125	143,660
燃料費	282,817	138,099	144,718
賃借料	5,183,202	4,731,848	451,354
保険料	234,840	213,750	21,090
諸謝金	4,436,860	3,872,170	564,690
租税公課	353,000	353,500	-500
支払会費	50,000	50,000	0
委託費	1,678,600	2,765,400	-1,086,800
広告費	563,200	0	563,200

管理費			
役員報酬	60,000	60,000	0
給料手当	2,736,434	2,710,689	25,745
通勤手当	80,418	88,157	-7,739
賞与引当金繰入額	111,566	69,853	41,713
退職給付費用	123,301	67,223	56,078
福利厚生費	636,534	454,571	181,963
会議費	49,261	40,839	8,422
旅費交通費	29,569	20,981	8,588
通信運搬費	55,075	38,054	17,021
支払負担金	25,630	20,900	4,730
消耗品費	50,456	41,722	8,734
賃借料	307,269	264,893	42,376
諸謝金	305,000	97,000	208,000
租税公課	2,500	2,300	200
支払会費	4,900	3,200	1,700
雑費	20,993	24,625	-3,632
減価償却費	116,600	19,433	97,167
経常費用計	85,529,208	88,471,036	-2,941,828
当期経常増減額	3,783,095	6,506,518	-2,723,423
当期一般正味財産増減額	3,783,095	6,506,518	-2,723,423
一般正味財産期首残高	99,649,260	93,142,742	6,506,518
一般正味財産期末残高	103,432,355	99,649,260	3,783,095
II 指定正味財産増減の部			
基本財産評価益	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	909,934,500	909,934,500	0
指定正味財産期末残高	909,934,500	909,934,500	0
III 正味財産期末残高	1,013,366,855	1,009,583,760	3,783,095